事業主の皆様へ

地元在住の外国人の新規雇用に関する支援制度のお知らせ

更別村では村内に住んでいる、もしくは住む見込みのある外国人を新たに雇用される事業主の皆さんを支援する、「更別村外国人雇用対策事業助成制度」があります。

１．対象となる事業主

次の①・②のいずれも満たす方です。

1. 更別村商工会員及び農業を営む方（JA・NOSAI・森林組合を除く）
2. 過去２年分の村税を完納している事業主であること。

・個人事業主の場合 　村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

・法人の場合　　　　 法人村民税・固定資産税・軽自動車税

２．助成対象となる雇用人員・雇用期間の条件

・更別村に在住する、または、雇用した日から６ヵ月以内に更別村に転入する

見込のある外国人（在留期間の更新により５年以上の在留が見込める中長期在留者）を正規雇用した事業所。

正規雇用とは

1. 雇用期間に定めのない雇用で、１週間の労働時間が正規職員と同程度の労働

契約を締結していること。

1. 雇用保険の一般被保険者（１週間の所定労働時間が３０時間未満の場合を除く）
* 従業員５人未満の個人事業者は除きます。

対象となる主な在留資格

法律・会計業務

技能

経営・管理

高度専門職

特定技能２号

技術・人文知識・国際業務

※特定技能１号及び技能実習は対象外です。

３．対象外となる場合

1. 過去に同一の助成対象者において正規雇用された場合。

②助成の対象となる方（法人にあってはその役員）の１親等以内の方と同居親族。③他の助成金委託料等により給料の全部又は一部が賄われている方。

④相当の理由がなく、本事業に基づく助成を受けたことのある方で5年以内

の雇用を繰り返し行っていると認められる場合。

４．助成額

・雇用された方の給料月額の２分の１（上限70,000円）を、雇い入れた月

（転入予定の方の場合は、転入された月）から12ヶ月分を助成します。

※ ただし、各種手当（例：住宅手当・通勤手当・期末手当など）は除きます。

５．助成金の交付方法

・対象事業主からの申請（請求）により、4半期ごと（年間4回）に支払います。

* 尚、助成金の承認を受けるためには、関係書類による事前の手続きが必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 給料支払月 | 請求期日 |
| ４月～６月分 | ７月１０日 |
| ７月～９月分 | １０月１０日 |
| １０月～１２月分 | １月１５日 |
| １月～３月分 | ３月３１日 |

※必要な書類などは問い合わせ願います。

6．助成金の返還等

1. 「事業主の都合により、対象認定を受けて１年以内に解雇」した場合は、それまでの助成金全額を村へ返納していただきます。
2. 採用者の「自己都合による退職」の場合、退職した月からの助成金は交付を行いません。

7．応募期間

・随時受付（事前に下記までご相談願います）

お問合せ先：更別村役場 産業課 商工労働観光係

 電話 ５２－２２１１　　FAX ５３―３００５